

奈良県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 奥川 千代美 生駒郡平群町大字久安寺一〇〇一

〃 浦野 眞知子 〃 三郷町勢野西二丁目八一